

# (仮称) 鯨ヶ沢洋上風力発電事業

## 環境影響評価方法書についての 意見の概要と事業者の見解

令和2年10月

INFLUX次世代電力環境資源洋上風力発電株式会社

## 目 次

|                                               |   |
|-----------------------------------------------|---|
| 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧                          | 1 |
| 1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧                            | 1 |
| (1) 公告の日                                      | 1 |
| (2) 公告の方法                                     | 1 |
| (3) 縦覧場所                                      | 1 |
| (4) 縦覧期間                                      | 2 |
| (5) 縦覧者数                                      | 2 |
| 2 環境影響評価方法書についての説明会の開催                        | 3 |
| (1) 公告の日及び公告方法                                | 3 |
| (2) 開催日時、開催場所及び来場者数                           | 3 |
| 3 環境影響評価方法書についての意見の把握                         | 3 |
| (1) 意見書の提出期間                                  | 3 |
| (2) 意見書の提出方法                                  | 3 |
| (3) 意見書の提出状況                                  | 3 |
| 第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見と<br>事業者の見解 | 4 |

## 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

令和2年8月27日（木）

#### (2) 公告の方法

日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・令和2年8月27日（木）付 東奥日報（朝刊：25面）

地方公共団体の公報、広報紙によるお知らせ

下記広報紙に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報あじがさわ 令和2年9月号NO.592（別紙2参照）
- ・広報ふかうら お知らせ版No.370（別紙3参照）

インターネットによるお知らせ

- ・つがる市のウェブサイト（別紙4参照）

<https://www.city.tsugaru.aomori.jp/soshiki/somu/kikakuchousei/5107.html>

- ・事業者のウェブサイト（別紙5参照）

<http://influx-ajigasawa.com/index.html>

#### (3) 縦覧場所

関係地域の自治体庁舎の計6箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

関係自治体庁舎

- ・鱒ヶ沢町役場（政策推進課）
- ・つがる市役所本庁舎（総務部企画調整課）
- ・つがる市役所車力出張所
- ・深浦町役場（総合戦略課）
- ・深浦町役場大戸瀬支所
- ・深浦町役場岩崎支所

インターネットの利用による縦覧

- ・事業者のウェブサイト

<http://influx-ajigasawa.com/index.html>

(4) 縦覧期間

自治体庁舎等における縦覧

令和2年8月27日（木）から令和2年9月30日（水）までの自治体庁舎等の開庁時間とした。  
なお、意見書の受付期間を考慮して、自主的に縦覧期間を令和2年10月14日（水）まで延長した。

インターネットの利用による公表

意見書受付期間の令和2年8月27日（木）から令和2年10月14日（水）までとし、その期間中は常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は0名であった。

|                      |      |
|----------------------|------|
| （内訳）・鱒ヶ沢町役場（政策推進課）   | : 0名 |
| ・つがる市役所本庁舎（総務部企画調整課） | : 0名 |
| ・つがる市役所車力出張所         | : 0名 |
| ・深浦町役場（総合戦略課）        | : 0名 |
| ・深浦町役場大戸瀬支所          | : 0名 |
| ・深浦町役場岩崎支所           | : 0名 |

## 2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

### (1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

### (2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和2年9月15日（火）18時30分から19時30分まで
- ・開催場所：鱒ヶ沢中央公民館（鱒ヶ沢町大字本町209番地の2）
- ・来場者数：3名
  
- ・開催日時：令和2年9月16日（水）18時30分から19時30分まで
- ・開催場所：つがる市生涯学習交流センター（つがる市木造若緑52）
- ・来場者数：5名
  
- ・開催日時：令和2年9月17日（木）18時30分から19時30分まで
- ・開催場所：深浦町農村環境改善センター（深浦町大字北金ヶ沢塩見形406番地の1）
- ・来場者数：3名

## 3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

（別紙6参照）

### (1) 意見書の提出期間

令和2年8月27日（木）から令和2年10月14日（水）まで

（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

### (2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、次の方法により受け付けた。

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・事業者への郵送による書面の提出

### (3) 意見書の提出状況

意見書の提出は1通、意見総数は20件であった。

## 第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は1件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は以下の通りである。

なお、提出された意見は、原文のまま掲載した。

表-1 住民等からの意見の概要及び事業者の見解（1）

### 1. 動物（コウモリ類）

| NO. | 意見                                                                                                                                                                                                                                                              | 事業者の見解                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | <p>■1. 意見は要約しないこと<br/>意見書の内容は、事業者（INFLUX 次世代電力環境資源洋上風力発電株式会社）及び委託先（海洋エンジニアリング株式会社）の判断で要約しないこと。要約することで貴社側の作が入る恐れがある。<br/>事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。</p>                                  | <p>ご意見については要約せず、全文を公開します。また、ご意見については、順番通り公開します。</p>                                                                                                                                                                                                   |
| 2   | <p>■2. P374『本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満の弱風時においてブレードが回転する機種か?』の質問に事業者は『カットイン風速以下の弱風時においてブレードは回転しない機種です』と述べた。それではコウモリの影響予測は『カットイン風速未満はブレードは回転しない』前提で行うこと。</p>                                                                                          | <p>カットイン風速以下の弱風時においてブレードは、回転しません。コウモリ類の影響予測は、カットイン風速未満ではブレードが回転しないことが前提となります。</p>                                                                                                                                                                     |
| 3   | <p>■3. P374『風車をたたむ』とは、どのような状態なのか。</p>                                                                                                                                                                                                                           | <p>風車のブレードを風に対して平行（水平状態）にして回転を止める（フェザリング）ことです。</p>                                                                                                                                                                                                    |
| 4   | <p>■4. メンテナンス時にフェザリングする場合は『手動で停止する』必要があるのか。</p>                                                                                                                                                                                                                 | <p>フェザリングする場合は、リモートから手動で停止します。</p>                                                                                                                                                                                                                    |
| 5   | <p>■5. 本事業で採用する予定の風力発電機は、特定の時期や雨天以外の弱風時においてフェザリングを実行できないのか。オプションで弱風時のフェザリング機能を追加することは可能か。</p>                                                                                                                                                                   | <p>弱風時のフェザリング機能については、現時点では未定となっております。</p>                                                                                                                                                                                                             |
| 6   | <p>■6. コウモリ類について<br/>事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか?日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか?</p>                                                                                                    | <p>コウモリ類のバットストライクに対する予測は、音声モニタリング調査結果を元に実施します。「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省産業保安グループ電力安全課、令和2年3月）によれば、コウモリ類の予測対象は重要種を対象とすることとなっておりますが、重要種が含まれる周波数帯ごとにグループ分けして予測する予定としております。<br/>保全措置については、引き続き新たな知見の収集に努め、現地調査結果に基づき、専門家の意見を踏まえながら、適切な環境保全措置を検討いたします。</p> |
| 7   | <p>■7. P326 バットストライクの予測は定量的に行うこと<br/>事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットデテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法や解析ソフトもすでに実在する（例えば「WINDBAT」<a href="http://www.windbat.teachfak.fau.de/index.shtml">http://www.windbat.teachfak.fau.de/index.shtml</a> 等）よって、バットストライクの予測は「定量的」に行うこと。</p> | <p>バットストライクに係る予測については、国内外の最新知見を収集し、専門家からアドバイスを受けながら、定量的に実施します。</p>                                                                                                                                                                                    |
| 8   | <p>■8. 船舶トランセクトではバットストライクの予測はできない</p>                                                                                                                                                                                                                           | <p>本事業は洋上での風力発電事業であることから、洋上におけるコウモリ類の飛翔状況</p>                                                                                                                                                                                                         |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                             |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | <p>事業者は船舶により移動しながら調査をするらしいが、これまで他の事業者が行った船舶トランセクトの結果をみると、『洋上にコウモリがいる』程度の情報しか得られず、バットストライクの予測や保全措置につながるデータは全く得られていない。最新の知見によれば『洋上にコウモリがいる』のは明白であるので、本事業者は、次の段階、すなわち、風力発電機設置付近において、ブイや調査船、SEP 船、クレーン船等を使った定点調査（日没から日の出までの自動録音調査）を行う必要がある。</p>                                                                                                                                                       | <p>を把握することが必要であり、船舶トランセクト調査から事業実施区域の飛翔状況が把握できると考えております。洋上での高高度のブイを設置する調査は困難が伴うため、沿岸の汀線域において、風況観測時に音声モニタリング調査を併用し、その定点での風速とコウモリの出現状況を把握することも検討します。このことにより、洋上風車のカットイン風速を保全措置として検討する上でより定量性を確保できると考えております。</p> |
| 9  | <p>■9.「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること<br/>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。仮に事業者が「コウモリ類の予測は定量的にできない」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>                                                                                                                                                                    | <p>バットストライクに係る予測については、国内外の最新知見を収集し、専門家からアドバイスを受ける方針ですが、必要に応じて、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を検討します。</p>                                                                                  |
| 10 | <p>■10. コウモリの音声解析について<br/>コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。</p>                                                                                                                                            | <p>コウモリの音声解析を実施する場合には、ご意見の通り、無理に種名を確定せず、周波数帯などのグループに分類し、利用頻度や活動時間などについて調査結果をとりまとめます。</p>                                                                                                                    |
| 11 | <p>■11.「回避」と「低減」の言葉の定義について<br/>P370 事業者らは『「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を述べよ』という住民等意見に対して、<br/>=====</p> <p>回避:行為（影響要因となる事業行為）の全体または一部を実行しないことによって影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予想される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。<br/>低減:行為（影響要因となる事業行為）の実施の程度または規模を制限することにより、また、発生した影響を何らかの手段で軽減または消失させることにより、影響を最小化するための措置である。<br/>=====</p> <p>と回答をした。事業者回答によれば「ライトアップを実行しない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではないが、見解を述べよ。</p> | <p>ご意見の通り、ライトアップを実行しないことは影響の回避措置であります。環境保全に関しては、回避及び低減を考えていかなければならないと考えております。低減措置については、引き続き新たな知見の収集に努め、現地調査結果に基づき、専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図っていきます。</p>                             |
| 12 | <p>■12. 回避措置（ライトアップの不使用）について<br/>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これについて事業者は「ライトアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>                                                                                                                                                                                                                                        | <p>ご意見の内容も含め、引き続き新たな知見の収集に努め、現地調査結果に基づき、専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図っていきます。</p>                                                                                                       |
| 13 | <p>■13. 回避措置（ライトアップの不使用）について<br/>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これはまぎれもない事実である。ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が大量に発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>                                                                                                                         | <p>ご意見の内容も含め、引き続き新たな知見の収集に努め、現地調査結果に基づき、専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図っていきます。</p>                                                                                                       |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                            |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 14 | <p>■14. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的<br/> 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置」である。よって、必ず実施して頂きたい。 Effectiveness of Changing wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>                                                                           | <p>ご意見を参考にしながら、必要に応じて保全措置を検討いたします。</p>                                                                                                                                                                                                     |
| 15 | <p>■15. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」<br/> 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中で「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。<br/> 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜなら、事業者らがP374で回答したように、アセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>                                                                                                                              | <p>ご意見の内容も含め、引き続き新たな知見の収集に努め、現地調査結果に基づき、専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図っていきます。</p>                                                                                                                                      |
| 16 | <p>■16. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、不適切<sup>2</sup><br/> 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。<br/> 定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』あるいは『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。<br/> よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</p> | <p>洋上風力発電の場合、仮にバットストライクが発生した場合、海上での死骸等の確認や漂着死骸の確認は困難であると考えられます。そのため、洋上風力発電では、事後調査の有無に関わらず、環境保全措置を可能な限りの範囲において実施すべく考えております。<br/> このようなことから、ご意見の内容を踏まえ、引き続き新たな知見の収集に努め、現地調査結果に基づき、専門家の意見を踏まえながら、コウモリ類への影響を回避・低減するかを予測・評価できるよう現地調査を実施します。</p> |
| 17 | <p>■17. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施して欲しい」<br/> 本事業者らは「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか？上記のコウモリの保全措置（「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」から実施して頂きたい。</p>                                                                                                                                                                                                                                | <p>仮にバットストライクが発生した場合、洋上風力発電施設は海上であるため、衝突後のコウモリ類の死骸等の確認は困難であると考えられます。そのため、洋上風力発電では、事後調査の有無にかかわらず、環境保全措置を可能な限りの範囲において実施すべく考えております。<br/> ご意見の内容も含め、引き続き新たな知見の収集に努め、現地調査結果に基づき、専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図っていきます。</p>   |
| 18 | <p>■18. 「事後調査」は信用できない<sup>1</sup><br/> 仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が保全措置をする保証はない。事後調査結果について住民は意見書を出せない。また、結果を公正に審査する第三者委員がない。事業者側が擁立する専門家は事業者の協力者である可能性が高いので信用できない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                            | <p>仮にバットストライクが発生した場合、洋上風力発電施設は海上であるため、衝突後のコウモリ類の死骸等の確認は困難であると考えられます。そのため、洋上風力発電では、事後調査の有無にかかわらず、環境保全措置を可能な限りの範囲において実施すべく考えております。また、事後調査においては、ご意見を参考に、必要に応じて実施可能な範囲で計画します。</p>                                                              |
| 19 | <p>■19. 事後調査は信用できない<sup>2</sup><br/> コウモリは小さいので、海に落ちた死骸はすぐに消失する。「漂着死骸調査」など信用に値しない。最新の科学的知見に</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>仮にバットストライクが発生した場合、洋上風力発電施設は海上であるため、衝突後のコウモリ類の死骸等の確認は困難であると考えられます。このような状況を踏ま</p>                                                                                                                                                         |

|    |                                                                                                                                              |                                                                                                                                 |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。                                                                                           | え、事後調査は、最新の科学的知見や専門家の意見を参考に実施可能な範囲で計画します。                                                                                       |
| 20 | <p>■20．事後調査でサーモグラフィーカメラによる調査を行うこと</p> <p>コウモリは小さいので、海に落ちた死骸はすぐに消失する。よって、コウモリ類の事後調査は、ナセル高における自動録音バットディテクター調査に加えて、サーモグラフィーカメラを使用した調査を行うこと。</p> | 仮にバットストライクが発生した場合、洋上風力発電施設は海上であるため、衝突後のコウモリ類の死骸等の確認は困難であると考えられます。このような状況を踏まえ、事後調査は、ご意見の内容も踏まえ、最新の科学的知見や専門家の意見を参考に実施可能な範囲で計画します。 |

## 日刊新聞紙に掲載した公告

令和2年8月27日(木)掲載  
・東奥日報 (25面)

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「仮称」鯨ヶ沢洋上風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催致します。

一、事業者の名称  
FUEX次世代電力環境資源洋上風力発電株式会社  
代表取締役社長 星野 敦  
東京都港区新橋六丁目十七番二十号住友不動産御成門駅前ビル十階

二、第一種事業の名称  
風力(洋上)  
規模 発電設備出力 最大四十三万二千キロワット  
青森県西津軽郡鯨ヶ沢町、つがる市及び深浦町の沖合海域

三、事業実施区域  
青森県西津軽郡鯨ヶ沢町、つがる市及び深浦町の沖合海域

四、環境影響を受ける範囲  
青森県鯨ヶ沢町、つがる市及び深浦町  
鯨ヶ沢町役場(政策推進課)  
つがる市役所本庁舎(総務部企画調整課)及び車力出張所、深浦町役場(総合戦略課)、大戸瀬支所、岩崎支所  
\*いずれも、土日・祝日を除く開庁時  
<http://www.induk-airgasawa.com/>

電子閲覧  
期 問  
令和二年八月二十七日(木)から  
令和二年九月三十日(水)まで  
いずれも十八時半から二十時

六、説明会の場所・時間  
鯨ヶ沢町中央公民館、  
令和二年九月十五日(火)  
つがる市生涯学習交流センター、  
令和二年九月十六日(水)  
深浦町農村環境改善センター、  
令和二年九月十七日(木)

七、意見書の提出  
環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)を記入のうえ、縦覧場所にご投函くださるか、令和二年十月十四日(水)までに問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

八、問い合わせ先  
FUEX次世代電力環境資源洋上風力発電株式会社  
東京都港区新橋六丁目十七番二十号住友不動産御成門駅前ビル十階  
電話 〇一七(七五二)七〇〇八 (担当)木村、浅野

地方公共団体の広報紙に掲載した公告

広報あじがさわ 令和2年9月号NO.592

**「(仮称)鰯ヶ沢洋上風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会**

INFLUX次世代電力環境資源洋上風力発電株式会社が、鰯ヶ沢町及びつがる市沖の海域において計画している洋上風力発電事業に関して、「環境影響評価方法書」及び「同要約書」の縦覧と説明会を行います。

- ◆縦覧場所：鰯ヶ沢町役場 政策推進課
- ◆縦覧期間：8月27日(木)～9月30日(水)
- ◆縦覧時間：8：15～17：00

(土・日・祝日除く)

- ◆電子縦覧：事業者ホームページで行います。  
<http://www.influx-ajigasawa.com/>

**◆意見書の提出**

環境保全の見地からのご意見がある方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けている意見書箱にご投函くださるか、10月14日（水）までに下記へ郵送ください（当日消印有効）。

**<説明会>**

- ◆日時：9月15日（火）18：30～  
（1時間半程度）

- ◆場所：町中央公民館 2階大会議室

〒東京都港区新橋6-17-21

住友不動産御成門駅前ビル10F

INFLUX次世代電力環境資源洋上風力発電株

（担当：木村、浅野）[☎017-752-7008]

地方公共団体の広報紙に掲載した公告

広報ふかうら お知らせ版NO.370

広報ふかうら（お知らせ版）③

### 企画展のお知らせ

「太宰の宿」ふかうら文学館では、『世永恵美子の押し花アート展』を開催します。

展示している花たちも、生き生きと表情豊かに輝いています。本当に色がきれいで自然のままの色が美しい押し花作品で観る人を魅了し、感動で包み込む「押し花アート」。この機会にぜひご覧ください。

皆さんのご来館をお待ちしております。

◆開催期間  
9月11日（金）～9月30日（水）

◆展示場所  
「太宰の宿」ふかうら文学館  
2階 企画展示室

□問合せ先  
「太宰の宿」ふかうら文学館  
TEL 84-1070

### 講演会の開催について

ふかうら文学館では、下記のとおり9月に講演会を開催します。

深浦町在住の山本幸子氏の読み聞かせに関する講演会です。

読み聞かせに興味のある方、これから読み聞かせをやってみようと思っっている方は、この機会に山本氏の読み聞かせに関するお話や実演を楽しんでみませんか。

◎「読み聞かせ」に関する講演会

◆日時  
9月24日（木）10時～

◆場所  
フイントネスプラザ（ゆとり）1階小会議室

◆参加料  
無料

◆講師  
深浦町在住 読み聞かせ「元だんぶり」会長 山本幸子氏

□問合せ先  
「太宰の宿」ふかうら文学館  
TEL 84-1070

### （仮称）緑ヶ沢洋上風力発電事業環境影響評価方法書及び要約書の縦覧について

◆縦覧場所  
・深浦町役場2階総合戦略課  
・深浦町大戸瀬支所  
・深浦町岩崎支所

◆縦覧期間  
8月27日（木）～9月30日（水）  
（ただし、閉庁日を除く）

◆縦覧設置時間  
開庁時

◆設置物  
縦覧場所にて、縦覧図書各1冊、意見書箱、閲覧用紙及び縦覧のお知らせを設置します。

◆意見書の提出  
環境の保全の見地からのご意見がある方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）を記入のうえ、縦覧場所に備え付けている意見書箱に投函するか、10月14日（水）までに問合せ先へ郵送ください（当日消印有効）。

◆電磁縦覧ホームページ  
<http://www.intflux-njigassan.com/>

### ◆説明会

9月17日（木）18時30分～  
（1時間半程度）  
深浦町農村環境改善センター

□問合せ先  
東京都港区新橋6-17-21  
住友不動産御成門駅前ビル10F  
INFLUX次世代電力環境  
資源洋上風力発電株式会社  
（担当：木村、浅野）  
TEL 017-75217008

**年5日の年次有給休暇を取得させることが義務となっております！**

年次有給休暇が10日以上与えられる労働者について、年次有給休暇を付与した日から1年以内に5日、年次有給休暇を取得させなければなりません。詳細は専用相談窓口まで問合せください。

□専用相談窓口・問合せ先  
五所川原労働基準監督署  
労働時間相談・支援班  
TEL 0173-35-2309  
受付時間：8時30分～17時15分（土日祝を除く）

## インターネットによる「お知らせ」

つがる市のウェブサイト

**（仮称）鱒ヶ沢洋上風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧及び説明会のお知らせ**

INFULUX次世代電力環境資源洋上風力発電株式会社が、鱒ヶ沢町、つがる市及び深浦沖の海域において計画している洋上風力発電事業に関して、「環境影響方法書」及び「同要約書」の縦覧と説明会を行います。

**【縦覧】**

- ◆縦覧場所：つがる市役所本庁舎総務部企画調整課及びつがる市役所車力出張所
- ◆縦覧期間：令和2年8月27日（木曜日）から9月30日（水曜日）まで（土・日・祝日除く）
- ◆縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで

※この手続きは、環境影響評価法に基づくものです。

※環境の保全の見地からのご意見がある方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、令和2年10月14日(水曜日)までに問い合わせ先へ郵送ください（当日消印有効）。

- ◆電子縦覧：事業者ホームページで行います <http://www.influx-ajigasawa.com/>

**【説明会】**

- ◆日時：令和2年9月16日（水曜日）午後6時30分から（1時間半程度）
- ◆場所：つがる市生涯学習交流センター「松の館」会議室B

お問い合わせ

東京都港区新橋6-17-21住友不動産御成門駅前ビル10階

INFULUX次世代電力環境資源洋上風力発電株式会社

（担当：木村、浅野）【電話：017-752-7008】

インターネットによる「お知らせ」

事業者のウェブサイト

## NEWS

2020.08.26

### 「(仮称) 鱒ヶ沢洋上風力発電事業の環境影響評価方法書」 の縦覧および説明会について

「(仮称) 鱒ヶ沢洋上風力発電事業の環境影響評価方法書」  
の縦覧および説明会についての詳細は下記のリンクを参照。  
(縦覧期間は、8月27日(木)～9月30日まで)

管轄県庁ホームページ

方法書の縦覧は[こちら](#)

(注)

管轄県庁ホームページ(別紙5-2参照)

方法書の縦覧のページ(別紙5-5参照)

事業者のウェブサイト  
管轄県庁ホームページ

・青森県ホームページ

Home > 生活・環境 > 環境・エコ > (仮称) 鱒ヶ沢洋上風力発電事業 (環境影響評価手続状況) 再掲表示等の変更

## (仮称) 鱒ヶ沢洋上風力発電事業 (環境影響評価 手続状況)

更新日付：2020年9月3日 環境保全課

|         |                                                                                                                                                                                |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名     | (仮称) 鱒ヶ沢洋上風力発電事業                                                                                                                                                               |
| 事業者     | INFLUX次世代電力環境資源洋上風力発電株式会社                                                                                                                                                      |
| 事業の種類   | 風力発電所の設置                                                                                                                                                                       |
| 事業の規模   | 出力：最大432,000kW                                                                                                                                                                 |
| 事業実施区域  | 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町、つがる市及び大湊町の沖合海域                                                                                                                                                     |
| 関係地域    | 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町、つがる市及び大湊町                                                                                                                                                          |
| 関連書     | 公告：令和元年9月29日<br>縦覧：令和元年9月30日～10月30日<br>(縦覧場所)<br>鱒ヶ沢町役場 (政策推進課)<br>つがる市役所本庁舎 (総務部企画調整課) 及び(電力出張所)<br>審議会意見：令和元年11月15日 (添付内容はこちらです[72KB])<br>知事意見：令和元年12月24日 (添付内容はこちらです[77KB]) |
| 方法書     | 内容については <a href="#">事業者ウェブサイト</a> を御覧ください。<br>公告：令和2年8月27日<br>縦覧：令和2年8月27日～9月30日<br>説明会の開催：<br>住民等意見の概要：<br>審議会意見：<br>知事意見：                                                    |
| 準備書     | 公告：<br>縦覧：<br>説明会の開催：<br>住民等意見の概要：<br>審議会意見：<br>知事意見：                                                                                                                          |
| 評価書     | 公告・縦覧：                                                                                                                                                                         |
| 事後調査報告書 | 提出：<br>公告・縦覧：                                                                                                                                                                  |

**関連タグ**

- ・ 暮らし
- ・ 環境・エコ

**この記事についてのお問い合わせ**

環境保全課 水・大気環境グループ  
電話：017-734-9242 FAX：017-734-8081

お問い合わせ
このページを印刷する

事業者のウェブサイト  
方法書の縦覧のページ

- [環境影響評価方法書\(要約書\)](#)
- [環境影響評価方法書\(表紙・目次\)](#)
- [第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)
- [第2章 対象事業の目的及び内容](#)
- [第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況\(1\)](#)
- [第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況\(2\)](#)
- [第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果](#)
- [第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)
- [第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)
- [第7章 配慮書についての関係地方自治体の長の意見及び一般の意見の概要、並びに事業者の見解](#)
- [第8章 発電設備等の構造若しくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯およびその内容](#)
- [第9章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

